

広 報



№. 290

とくち

昭和54年 (1979)

12/5

発行者 徳 地 町 長

編集者 徳地町企画室

印刷所 今 澄 印 刷



(元気にバトンリズムをする園児 11月16日有倫館学園)

お願いね 今日安全 頼みます

師走の声を聞くと、なんだか急に忙しくなったような気がします。
それにつれて、交通事故の発生件数はうなぎのぼりにふえてきます。

山口県は、現在、交通事故死者10年連続減少という、かがやかしい目標にむかってがんばっています。町民のみなさんも、忙しい中にも気をひきしめて、飲酒運転、無謀運転をしないよう、交通事故をおこさぬよう、また、事故にあわぬよう、これからの歳末をのりきっていただきたいと思います。

(標語は上村 井上静子さんの交通安全標語入選作品です)

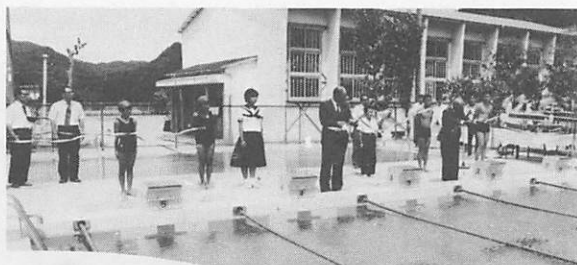
12月 { 5日 島地・串 地区 於 各支所 } 心配ごと相談所開設
17日 町全域対象 於 山村開発センター } 各会場とも10:00~15:00
25日 八坂・柚野地区 於 各支所 }

況の公表

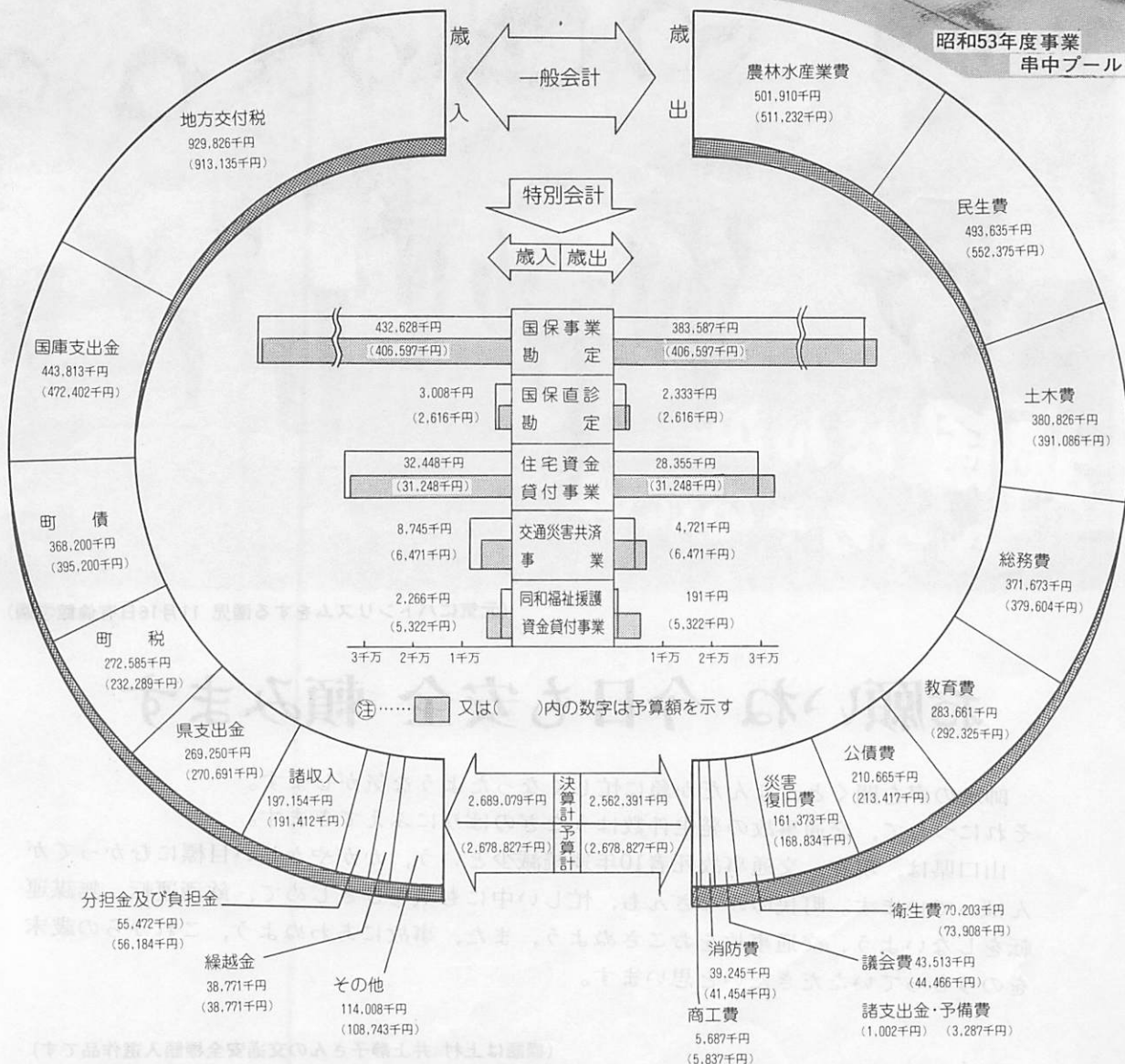
昭和53年度決算状況

町財政の公表は、町民の皆さんに町政の状況をお知らせして、町財政の実態をご理解いただくため、毎年五月、十一月の二回公表をおこなっています。

今回は昭和五十三年年度決算の概況と、昭和五十四年上半期の予算執行状況、その他参考事項をお知らせし、皆さんの町政に対するご理解と今後より一層のご協力をお願いするものです。



昭和53年度事業
串中プール



火災シーズンです。火の元には十分きをつけて

公有財産の概況(昭和53年度末)

	土地	216,815㎡
	建物	(延) 46,525㎡
	山林	面積 8,444ha
		立木 463,925㎡

一般会計

歳入

(単位千円)

科 目	現計予算額	執行額	執行率
1. 町 税	237,112	158,262	66.7%
2. 地 方 譲 与 税	27,000	9,600	35.6
3. 自動車取得税交付金	30,000	14,179	47.3
4. 地 方 交 付 税	979,996	670,903	68.5
5. 交通安全対策特別交付金	1,300	—	—
6. 分 担 金 及 負 担 金	89,505	21,242	23.7
7. 使用料及手数料	15,495	6,587	42.5
8. 国 庫 支 出 金	451,031	47,131	10.4
9. 県 支 出 金	333,544	12,243	3.7
10. 財 産 収 入	6,303	913	14.5
11. 寄 附 金	2	35	1750.0
12. 繰 入 金	1,902	—	—
13. 繰 越 金	124,738	124,738	100.0
14. 諸 収 入	126,836	39,226	30.9
15. 町 債	392,100	—	—
合 計	2,816,864	1,105,059	39.2

歳出

(単位千円)

科 目	現計予算額	執行額	執行率
1. 議 会 費	46,582	21,308	45.7%
2. 総 務 費	386,332	177,687	46.0
3. 民 生 費	488,486	143,277	29.3
4. 衛 生 費	97,348	26,118	26.8
5. 農 林 水 産 業 費	645,440	101,878	15.8
6. 商 工 費	7,477	2,223	29.7
7. 土 木 費	317,917	51,994	16.4
8. 消 防 費	39,386	6,994	17.8
9. 教 育 費	390,762	100,261	25.7
10. 災 害 復 旧 費	147,530	27,668	18.8
11. 公 債 費	238,629	113,951	47.8
12. 諸 支 出 金	3	—	—
13. 予 備 費	10,972	—	—
合 計	2,816,864	773,359	27.5

特別会計

(単位千円)

会 計 名	現 計 予算額	歳 入		歳 出	
		収入済額	収入歩合 %	支出済額	支出歩合 %
国民健康保険 (事業勘定)	401,800	171,666	42.7	131,995	32.9
〃 (直診勘定)	2,833	1,271	44.9	1,073	37.9
住宅資金 貸付事業	63,263	4,093	6.5	5,593	8.8
交通災害 共済事業	6,678	6,780	101.5	3,767	56.4
同和福祉援護 資金貸付事業	2,090	2,075	99.3	94	4.5
計	476,664	185,885	39.0	142,522	29.9

町財政状

昭和54年度予算執行状況



53年度事業 堀保育所

町債の状況(昭和54年9月30日現在)

(単位千円)

区 分	現 在 高
1. 一般公共事業債	25,738
2. 一般単独事業債	103,857
3. 公営住宅建設事業債	319,625
4. 義務教育施設整備事業債	53,219
5. 辺地対策事業債	155,311
6. 災害復旧債	149,504
(1) 単独災害復旧事業債	15,401
(2) 補助災害復旧事業債	134,103
7. 過疎対策事業債	686,754
8. 同和対策事業債	174,579
9. 財政対策債	28,500
10. 都道府県貸付金	29,270
11. 公有林整備事業債	322,900
12. 厚生福祉施設整備事業債	11,900
合 計	2,061,157

一時借入金の状況

(単位千円)

昭和54年9月30日現在	0
--------------	---



53年度事業 公営住宅

おめでとう

功勞・功績章受章者

このたび、各分野において永年にわたり活躍され、功勞・功績のあつたかたがたの表彰がありました。受章の榮に浴されたかたがたをご紹介します。



井上公明さん
▽国民健康保険功績者厚生大臣表彰▽大字八坂八九六▽永年にわたり国保運営協議会委員として貢献した。
▽六十四才



藤本卓二さん
▽教育功勞者表彰▽大字堀一六五五の三▽へき地へん地学校歯科医をつとめ学校保健の振興につくし、地域ぐるみの口腔衛生の普及につとめた。
▽七十一才



池田八重子さん
▽ふるさとづくり功勞章▽大字堀一六八九▽ふるさとの祭、郷土芸能の保存者(人形浄瑠璃)
▽五十七才



山内幸作さん
▽県選奨(芸術文化功勞)▽大字島地八二六▽徳地の手漉和紙技術保持者
▽七十三才



千々松清二郎さん
▽県選奨(芸術文化功勞)▽大字島地六四七▽徳地の手漉和紙技術保持者
▽七十四才

新年とともに変わります

印鑑の登録と証明制度

徳地町では、昭和五十四年九月の議会で印鑑条例が全部改正され昭和五十五年一月一日から新しい条例により施行されることになりました。

印鑑をめぐる事故や犯罪はあちこちで数多く発生していますが、このような事故を防止するため全国の市町村で登録証方式への切替えが行われております。徳地町でも「より正確な処理」と「不正事故」を防止するため、この制度を実施することになったものです。

主な改正点は

◎印鑑登録証の交付
登録手続きが終了と「印鑑登録証」というプラスチック製のカードを渡します。以後は、この印鑑登録証を持参されると印鑑登録証明書が発行します。いままでのように実印を持参する必要はありません。

◎印鑑登録の資格
徳地町の住民基本台帳に記録されている人、または、外国人登録原票に登録されている人で、満十五才以上の禁治産者でない人が一人一個だけ登録できます。

手続きは

現在登録中の人、あるいは十二月二十八日までに登録する人で、一月以後も続いて登録を希望する人は、一月五日から六月三十日までの間に切替登録をしてください。六月三十日を過ぎると今までの登録は無効になり消除されます。その後は必要になった時改めて登録してください。

◎現在登録をしている印鑑をそのまま引き続いて登録する場合
・持ってくるもの
・登録している印鑑

◎新しい印鑑の登録をする場合
・持ってくるもの
登録する印鑑
本人であることが確認できるもの(どれか一つ)。

・運転免許証、三官公署の発行する許可証もしくは身分証明書(写真付でプレス印のあるもの、三外国人登録証明書、四徳地町で印鑑登録を受けている人が実印を押印した保証書(住所区域が異なる時は印鑑証明も必要))

◎本人であることが確認できない場合や代理人に依頼される場合
・本人の登録する意思を確認するため照会書を送ります。
(新しく登録をする人、または旧制度で登録していた人で六月三十日以後に登録する人)

照会書が届きましたらその回答書を本人が持参し登録をしてください。(代理人の場合、代理権授与通知書が必要です)で、住所、番地、氏名、生年月日を正しく覚えておいてください。

◎手数料

・登録証交付の際………百円
・登録証再交付の際………二百円
・印鑑登録証明書………百円

◎印鑑登録のできない印鑑

・住民基本台帳、外国人登録原票に記載されている氏名、または氏もしくは名を表わしていないもの。
・職業、資格、その他氏名以外の事項を表わしているもの。
・ゴム印その他印鑑で変形しやすいもの。
・印影の大きさが一辺の長さ八ミリメートルの正方形に収まるもの、または一辺の長さが二十五ミリメートルの正方形に収まらないもの。
・印影を鮮明に表わしにくいもの。
・その他町長が適当でないと思われるもの。

くわしいことは、町民課住民係(有五九三二)へお問い合わせください。



第31回人権週間

お互いに相手の立場を
尊重しあう心

十二月四日から

人権の尊重は世界すべての人々の共通の願いです。十二月四日から十日まで「人権週間」が始まります。

人間は生れながらにして人間らしく生きていく権利をだれもが等しく持つています。この権利を、「基本的人権」といい、日本国憲法もこれを保障しています。

今年の人権週間では「人権の共存——互いに相手の立場を考慮して豊かな人間関係をつくらう」が部

落差別をなくそう」「婦人の地位を高めよう」を強調テーマとしてかかげています。

この人権週間に機会に人権尊重の意識を一段と高め、明るく楽しい社会をつくるようお互いに努力しましょう。

なお、みなさんの毎日の生活の中で、これは人権問題ではなからうかと感じたり、法律上どのようになるのかわからないために困ったとか、いろいろの心配ことがある



町内の人権擁護委員は、次の方々が法務大臣から委嘱されております。

牛見 好 (敬称略)
伊藤利幸 大字山畑四四六
松本芳雄 大字野谷一一二
大字岸見五五八

かと思ひます。このような時は山口県地方事務局人権擁護課(山口市黄金町二一九(☎二二二二九五)または最寄りの人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

国民年金だより

保険料は忘れずに
納めましょう

国民年金は、老齢年金を受けるためには保険料を二十五年(年齢により十年までの短縮があります)以上納付していることが、また障害年金や母子年金などの短期年金を受けるためには、最近の一年間の保険料をすべて納付していることなどが要です。

このように、年金を受けるためには保険料を納付しておくことが不可欠な条件となっています。あなたは国民年金の保険料はもう納められましたか。納め忘れていないか、もう一度確かめてみてください。

保険料は、四月・七月・十月・一月の末日までに前三か月分を納めることになっており、来月(一月)は、十・十一・十二月分の納付期限月です。

納付期限までに保険料を納めていまいと、不慮の事故にあつたとき、障害年金などの給付を受けられないことにもなります。必ず保険料は納付期限までに納めておきましょう。

保険料の納め忘れをそのままにしておいて二年過ぎますと、時効となつて納めることができなくなり、時効となつた期間が多くなり、将来老齢年金が受けられなくなり、また、現在、来年の六月末日までに限つて時効となつた期間一か月に四千円を納めることが出来ます。

将来の自分自身のためにも、保険料は必ず忘れずに納めましょう。また、生活が苦しくて保険料が納められない人は保険料が免除される制度もありますので、役場年金係か社会保険事務所でご相談ください。



山口県の最低賃金

山口労働基準局では、「山口県最低賃金」と各「産業別最低賃金」を次のとおり改定しましたのでお知らせします。

件 名	最 低 賃 金 額	発効年月日
山口県最低賃金	賃金の大部分が時間によって定められている者については 1日 2,503円 1時間 313円	54. 10. 17
卸売業・小売業	ただし、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については 1日 2,855円 1時間 357円 1日 2,735円 1時間 342円	54. 11. 11
繊維産業	ただし(1)雇入れ後6月未満の者(2)糸切り、ラベルはり、袋入れ、検反に伴う耳切り若しくは汚れ落とし、折畳みまたは清掃の業務に主として従事する者については 1日 2,730円 1時間 342円 1日 2,593円 1時間 325円	54. 11. 18
食料品製造業	ただし、手作業による袋詰め、レツテルはり若しくはびん洗い、清掃または片付けの業務に主として従事する者については 1日 2,731円 1時間 342円 1日 2,626円 1時間 329円	54. 11. 23
木材・木製品・家具・装備品製造業	1日 2,862円 1時間 358円	54. 12. 8
出版・印刷・同関連産業	1日 2,803円 1時間 351円	54. 12. 12
窯業・土石製品製造業	ただし、食卓用、ちゅう房用陶磁器製造業、または陶磁器製造業に属する業務に従事する者については 1日 3,000円 1時間 375円 1日 2,800円 1時間 350円	54. 12. 14
機械・金属製品等製造業及び自動車整備業	ただし、電気機械器具製造業に係る業務に従事する者については 1日 2,986円 1時間 374円 1日 2,800円 1時間 350円	54. 12. 21

(注) 最低賃金にきまない＝精告動手当・通勤手当・家族手当
なお、くわしいことは、山口労働基準局賃金課または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

役場支所の宿日直を廃止

サイレン吹鳴装置等改良

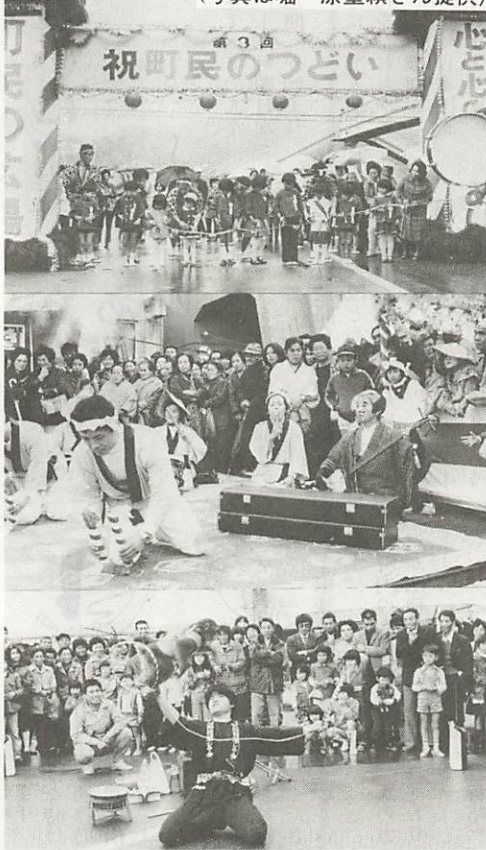
火災など非常用サイレンの吹鳴の迅速化をはかるため、本庁から各支所への遠隔操作装置が完成しました。このため十二月二十日から各支所の宿日直を廃止し、警備会社による機械警備に切り替え実施することになりました。

火災・救急車の要請などはいままでどおり一九番(公社・有線とも同じ)に、また、夜間や休日などに公民館を使用される場合は前もって支所長に届け出て許可を受けてください。

第3回町民のつどい

雨の心配される、幕明けでしたが、パレードから始まり、いろいろな行事が催され、大ぜいの人たちにぎわいました。

(写真は堀・原重頼さん提供)



保健婦だより

あなたは太りすぎ?

―やせるための減食の工夫―

中年過ぎの太っている人は、一見貫禄があつていいようなものですが、健康面から見ればその害は軽視できません。

高血圧症や動脈硬化症にかかりやすく、また、運動能力が落ちるので自動車事故も多いことが統計の上に出ています。

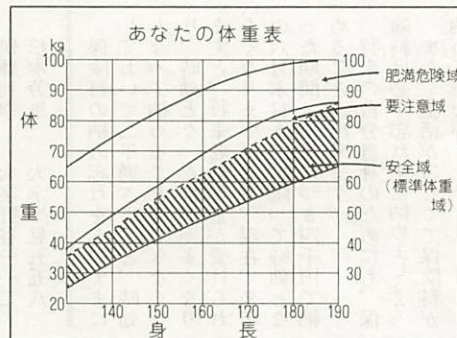
太りすぎは、かたよった食生活や運動不足、また、精神的不満がある場合これからのがれようとして「たべる」ことに走るなどによって起ります。直接の原因は、食事や間食として食べたカロリーが生命維持や運動(労働)によって消費するカロリーより多いので、

その多い分だけ体に蓄積され太るのです。

さて、あなたの体重は………

“安全域”にありますか?

別表「あなたの体重表」を参考に、自分の体重がどの領域にあるかをみてください。もし、肥満危険域や要注意域にあれば、安全域(標準体重)に近づくよう努力して欲しいものです。実際には減食することによって体内に入るカロリーを減らし、運動することによって消費カロリーを増やすことによって体重を減らしていきます。その際、お医者さんで何か病気がないかを診てもらった上で、ど



の程度の運動をしてもよいかなど指導をうけてから始めてください。

やってみよう

“減食の工夫”

①これまでの食事の中から、副食量はそのまま、主食量を減らす。

始めからいきなりこれまでの半分にしないで、ごはん二杯食べていたところを一杯半にし、なれてきたら一杯にするというように、段階的にすると無理なく続けられます。

カリウムの少ない汁物や生野菜を先に食べ、ある程度満腹感を得てから主食を食べる。

⑤よくかんでゆっくり食べる。

⑥朝食を十分に。

朝食は一日の活動のエネルギー源としてたっぷり食べて、夜は寝るだけなので軽くすませるようにします。

⑦他人の食事談にまどわされない。あなたと他の人とは、体格・運動量が違います。かならず専門家の意見に従いましょう。

減食療法は、根気よく続けることが大切です。そのためには家族の協力も大きな役目を果たします。う。なお、食事療法などくわしいことはお気軽にご相談ください。

幼児のことば

相談

幼児のことばについてお悩みの方ご相談ください。

- ・期間 十二月一日～二十八日
- ・相談日時 毎週月・木曜日 九時～十五時
- ・対象 ことばのおくれのある幼児(二・四才)と母親
- ・相談場所 山口市大内御堀山口県中央児童相談所(山口市二七五一)
- ・スタッフ 児童相談所職員
- ・申込方法 事前に電話で申し込むこと

＝町民の皆さん献血にご協力を＝

日時 54年12月22日(土)
場所 町役場前 9:00～11:00
佐波高校 12:30～14:30

当日は山口県赤十字血液センターより採血に参りますのでご多忙中とは思いますが、一人でも多く献血に、ご協力くださるようお願いいたします。なお、献血手帳をお持ちの方は会場にご持参ください。

・その他 相談日には、母子同伴で来所のこと(母子健康手帳持参)



婦人団体実績発表大会

十一月九日山村開発センターで婦人団体連絡協議会主催で開催され、七団体の婦人三〇〇名が集い各団体から本年度の実績など発表し大変盛会でした。

十二月・一月の行事

十二月七日 社会教育振興大会
 十四日 同和教育指導者養成講座
 十六日 町民卓球大会
 一月 元旦 初歩き大会
 十五日 成人式

社会教育だより
 ふれあう心
 活力ある体
 あすをひらく文化

第25回駅伝競走

〔中学校の部〕

- 1位 八坂中A 1時間33分10秒
 (原田・安田・松本・村田・伊藤・重増・山田)
 2位 堀中A 1時間34分08秒
 3位 島地中 1時間36分35秒

〔一般の部〕

- 1位 柚野青年団A 1時間42分14秒
 (木村・田中・三吉・案野・伊藤・宮正・斉藤)
 2位 八坂青年団 1時間47分27秒
 3位 連合青年団 1時間52分37秒

〔高校の部〕

- 佐波高校 1時間35分12秒
 (秋友・末富・小田・小林・井上・原田・山内)



各地区体育祭

町民の健康の増進と相互の親睦を図り、明るい町づくりをめざすことを目的に、十一月中に各公民館を軸として運動会や球技大会が実施されました。地区体育祭に積極的に参加することにより、スポーツを通じお互に心と心のふれあいができるようになります。

このような人と人の結びつきのなかから、やがてなかま意識がめばえてくるものと思われまます。

地区体育祭がコミュニケーションの一環として、ますます盛んになることを期待します。



◀ 柚野生活学校対話集会

11月26日柚野公民館で「地域医療を考える」をテーマに地元30人の主体メンバーと、町長をはじめ各担当課長、それに新生活運動協会、生活改善普及員、特別参加として県知事婦人の参加も得て、地域の医療問題(救急医療対策、診療所の充実など)について活発な意見交換がなされ、実のある対話集会となりました。

